

令和7年5月

労務管理セミナー等の実施者 各位

厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室

「民間セミナーにおける勤務間インターバル制度普及事業」へのご協力について（お願い）

雇用環境・均等行政の推進につきまして、平素より格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

勤務間インターバル制度は、終業時刻から次の始業時刻の間に一定以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組みで、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康を維持するために重要なものであり、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）に基づき、その導入が事業主の努力義務とされています。

厚生労働省では、同制度の導入促進のため、シンポジウムの開催、導入事例の収集・周知、業種別導入・運用マニュアルの作成・配布等の取組を行ってきましたが、本年度、企業の人事労務担当者や採用担当者が出席するセミナーにおいて、同制度の導入が人材確保に資すること等を周知いただくことにより、各企業における同制度の認知度の向上や導入の検討に波及させることを目的とした委託事業「民間セミナーにおける勤務間インターバル制度普及事業」を実施することとしました。

労務管理セミナー等を実施されている御社あて、本事業の受託者である株式会社DNP エスピーイノベーション（東京都北区神谷2-39-3）より、本事業のご説明及びご協力をお願いをさせていただきますので、趣旨をご理解の上、本事業へのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本依頼状は、以下の厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/kanren_chousa.html

【担当】

厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 働き方改善係

連絡先：03-5253-1111（内線7915）